

## 鹿屋市空き家等情報登録制度実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市空き家等情報登録制度実施要綱（平成27年鹿屋市告示第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「建築」の次に「又は購入」を加え、同号ただし書を削り、同条第2号ただし書を削り、同条第3号中「売却又は賃貸」の次に「（以下「売却等」という。）」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、営利を目的に売却等を行う者又は売却等の代理若しくは仲介を行う者を除く。

第2条第4号中「売却又は賃貸」を「売却等」に改める。

別記第10号様式第2項中「加入する」を「加入し、地域の行事等に積極的に参加するよう努める」に改める。

### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。